

令和8年度長崎県欧米豪向け旅行会社ファミツアー等実施業務委託仕様書

1 委託業務名：

令和8年度長崎県欧米豪向け旅行会社ファミツアー等実施業務

2 委託期間：

契約締結の日から令和9年3月10日まで

3 事業目的：

欧米豪向けの国内DMC（※）等（海外の旅行会社を含む、以下同じ。）を長崎県へ招請してのファミツアーを実施し、関東・関西のゴールデンルートや長崎空港（長崎～ソウル線のトランジット利用等）、福岡等からのインバウンド旅行商品の造成及び誘客増を図るとともに、欧米豪における本県の観光地としての認知度向上と継続的な旅行商品造成及び誘客実績の増大につなげる。

あわせて、本県や九州で活動する通訳ガイド（九州通訳・翻訳者・ガイド協会所属の全国通訳案内士等、以下同じ。）に対し、ファミツアーへの参加を含む研修プログラムを行うことにより、専門性の高い通訳ガイドの育成やガイド人口の拡大を図る。

※ DMC：「Destination Management Company」の略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。

4 対象国：

欧州（英、独、仏、伊）、米国、カナダ、豪州

※米国、豪州は必須とするが、本県の魅力発信にあたり、その他の国や地域においても事業展開が効果的な場合は、理由と根拠を提案書に明記すること。

5 実施主体：

一般社団法人長崎県観光連盟（以下、県観連という）

6 業務内容：

上記3の業務目的を達成するため、次の業務内容について、具体的に企画・提案すること。ただし、詳細な事業内容については、受託者決定後、県観連と協議して決定するものとする。

（1）ファミツアーの企画・実施

- ・対象国のツアー造成が可能な国内DMC等の商品造成担当者を上期・下期の2回に分けて、各回2社（2名）以上招請すること。
- ・被招請者の選定にあたっては、今後長崎県内を訪問する旅行商品を造成する意欲がある旅行会社を選定することとし、選定にあたっては県観連と事前に協議すること。なお、被招請者には、海外の旅行会社を1社以上含めること。

- ・ファミツアーの旅程は、実際に招請した旅行会社において、予約手配・商品造成が可能な旅程とすること。
- ・ファミツアーを実施する専門ガイドは、対象国市場に対するガイド経験が豊富であり、長崎の歴史・文化・平和関連等についての的確な解説が可能な者とすること。

(2) 通訳ガイドの育成

- ・本県や九州で活動する通訳ガイドを(1)のファミツアーに各回2名以上同行させ、旅行会社担当者の反応や解説の要点を現地で学習させること。
- ・ファミツアーに参加できる通訳ガイドは、ガイド経験や実績等を考慮の上、今後も本県での通訳ガイド業務を継続的に行うことが見込まれる者とし、その選定にあたっては県観連との協議により決定すること。
- ・同通訳ガイドは、一般社団法人九州通訳・翻訳者・ガイド協会 (<https://k-itg.or.jp/>) 及び一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会が運営する「Nagasaki Crew」 (<https://www.at-nagasaki.jp/dmo/news/961>) から最低各1名ずつを配置すること。
- ・通訳ガイドは、ファミツアーの一部行程にスポット的に参加することができるものとする。
- ・通訳ガイドのファミツアー参加費として、実費相当額の一部を本人から徴収することができるものとし、その際は県観連と協議の上、額を決定すること。
- ・ファミツアーへの同行に先立ち、対象国市場のトレンド、長崎の歴史的背景、平和関連、世界遺産等の基礎知識の習得を目的とした研修(オンライン研修を含む。)を実施すること。なお、本研修会にはファミツアーへの参加を予定する国内DMC等の他、ファミツアーへの参加を予定していない通訳ガイドの参加も可能とすること。
- ・研修会の講師は、対象国市場に対するガイド経験が豊富であり、長崎の歴史・文化・平和関連等についての的確な解説が可能な者とすること。

(3) 共通事項

- ・ファミツアーの効果の最大化を図るため、適切な招請時期、招請期間(滞在期間)等を県観連と協議のうえ、旅程を計画すること。
- ・視察先については、「ニューヨーク・タイムズ」の「2026年に行くべき52か所」において紹介された長崎市内の施設等をはじめ、軍艦島や潜伏キリシタン関連遺産といった世界文化遺産、平和関連施設(平和公園、原爆資料館など)のほか、長崎の食文化など、対象国のニーズを踏まえたコンテンツを選定し、1回あたり県内3市町以上周遊すること。
- ・宿泊地は必ず長崎県内とし、宿泊先の選定についても県観連と協議の上決定すること。
- ・ファミツアーに関する事項および視察先については、県観連との協議により決定することとし、契約後に県観連へツアー参加者のプロフィールを提出すること。
- ・ファミツアーの内容と成果を図る指標について、具体的なKPI(※)を提案書に明記すること。なお、KPIの項目には、必ず「本業務期間中に造成する旅行商品の造成件数」、「育成するガイドの人数」を含めること。

※KPI・・・Key Performance Indicator(重要業績評価指標)

- ・ファミツアーに係る手配については下記のとおりとする。
 - a)日本国までの国際航空券および本県までの国内移動手段（国内DMCの場合は本県までの国内移動手段のみ）を手配すること。
 なお、実地研修としてファミツアーに参加する通訳ガイドについては、ツアー出発地までの旅費は本人負担とする。
 - b)長崎県内の宿泊施設を手配すること（1部屋1名を基本とする）。なお、宿泊施設の選定においても、欧米豪向けツアーの商品造成を意識した施設を選定すること（Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい）。
 - c)旅程におけるすべての食事については受託者が手配及び負担し、地域の多様な特色を反映した内容とする。
 - d)取材対象の観光施設等への入場、体験等の手配を行うこと。
 - e)海外旅行会社を招請する場合、日本入国時の査証発給手続きでは、必要書類の作成及び関係機関との調整を行い、ツアー参加者が円滑に入国できるよう支援すること。
 - f)必要に応じて、各ツアー参加者用のWi-Fiルーターを手配すること。
 - g)保険加入等の備えを行った上で、全旅程における安全を期すること。また、ツアー参加者に対し、旅程中の事故、怪我、第三者に対する損害等に係る個人責任の範囲について、あらかじめ同意を得ること。
 - h)通訳および旅程管理者は、事前に本事業の趣旨および旅程を十分理解した上で同行し、ツアー参加者に適宜情報提供を行うこと。
 - i)招請終了後は、本県の観光地としての認知度向上と今後の本県への更なるインバウンド誘客を図るため、ツアー参加者に対して詳細なアンケートを実施し、結果を集計・分析した上で、日本語に翻訳して報告すること。なお、アンケートの内容については、あらかじめ県観連の承認を得ること。
 - j)得られた情報・写真等は、本業務におけるその他の活動にも活用することとし、招請に係る全旅程の実施記録（写真画像含む）を行うこと。

7 業務実施体制：

業務実施にあたっては、次の実施体制のもと業務を運営することとし、受託者は企画提案書において業務実施体制を明確に示すこと。

- (1) 受託者は、本事業を円滑に遂行するために、県観連の事業担当者と一元的に連絡調整を行い、また、全体の責任を負う全体業務統括責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を担うこと。
- (2) 事業進捗等の確認
 県観連は、全体統括責任者に対して、適宜事業進捗等の確認を行うものとし、同全体統括責任者は、同確認に対し、誠実に対応するものとする。
- (3) ミーティングの実施
 - ①受託者は、県関連と適宜ミーティング（オンライン含む。）を行い、事業の進捗状況の報告や情報共有等を行うこと。
 - ②ミーティング後は、簡潔な議事録を作成し速やかに県観連に提出すること。

8 予算額：

7,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

9 報告書及び成果品の提出

業務完了後、遅滞無く次のものを提出すること。

(1) 業務完了報告書

県観連が定める様式にて作成し、概要版と詳細版に分けるとともに、業務実施状況の写真を添えて各1部提出すること。

(2) 成果品

①業務完了報告書（概要版と詳細版）〔紙媒体及び電子データ〕

②本事業で得た各種データ等（電子データ）

③成果品の電子データは、USB等の記録媒体に収めて提出すること。

また、編集可能な電子データについても提出すること。

10 著作権・肖像権：

受託事業者は、県観連が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。

また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物（ウェブサイト等の媒体に使用するために撮影した画像を含む）に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、県観連に帰属するものとし、県観連は本事業の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、県観連から支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

11 制作物に関する権利の帰属：

(1) 著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県観連等に帰属する。

(3) 業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ県観連等に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の

負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)から(4)の規定は、「12 留意事項」の(5)により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

12 留意事項：

(1) 業務実施にあたっては、県観連ほか関係機関と十分に企画検討、連絡調整等の協議を行い、業務の進捗状況、計画等について、随時報告を行うこと。

(2) 業務実施に係る協議を行った場合は、受託者がその都度速やかに議事録を作成し提出すること。

(3) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、第三者に漏らさないこと及び他の目的に使用しないこと。

(4) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等）の一切を含む。

(5) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県観連の承認を得た場合はこの限りではない。

(6) 契約締結については、日本語による契約締結を原則とする。

但し、日本語による契約締結が困難である場合には、外国語で作成した契約書の内容を網羅した日本語の翻訳文書（受託者の責任ある立場の者が確認したことが分かる押印等があるもの）を提出すること。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、県観連と別途協議の上、処理すること。